

### 3 - 1 課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税・財形貯蓄 非課税分支払金額	その他非課税分 支 払 金 額
平成10年分	179,056,520	26,867,404	125,996,473	67,146,009
11	168,567,728	25,279,740	125,286,064	58,807,740
12	809,201,069	120,990,847	371,238,321	44,509,043
13	892,396,085	134,749,817	343,769,716	48,559,851
14	274,800,263	41,016,960	138,168,364	29,551,149
15	171,193,112	25,693,903	107,690,242	21,897,058
公 社	債 1,289,559	192,482	72,876,729	681
	債 755,808	113,069	27,221	13,051,984
預貯金	郵便貯金 148,314,453	22,247,168	31,144,401	521,250
	銀行預金 7,092,950	1,062,524	1,294,535	1,095,011
	銀行以外の金融機関の預金利子 7,855,909	1,175,244	2,210,481	7,207,305
	勤務先預金の利子 3,457,323	519,290	19,217	-
合同運用信託の収益の分配	480,137	71,807	117,658	11,300
公社債投資信託の収益の分配	4,386	658	-	-
小 計	169,250,525	25,382,242	107,690,242	21,887,531
定期積金の給付補てん金等	1,299,520	195,318	-	9,527
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	643,067	116,343	-	-
割引債の償還差益	-	-	-	-
計	171,193,112	25,693,903	107,690,242	21,897,058

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分支払金額」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

#### (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支払金額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
平成10年分	1,424,043	55,308,311	11,061,613	7,321	2,648,736
11	1,747,178	54,598,455	10,919,035	7,032	2,531,227
12	1,871,250	61,611,654	12,322,068	6,116	2,263,262
13	1,937,757	63,745,141	12,747,687	7,839	3,805,068
14	2,059,126	76,939,140	15,387,828	5,569	2,663,612
15	1,956,438	70,553,783	11,981,168	7,096	3,566,787
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	1,956,438	70,553,778	11,981,167	7,096	3,566,702
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	5	1	-	85
計	-	70,553,783	11,981,168	-	3,566,787

調査対象等：配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(単位：千円)

合 計		区 分
支 払 金 額	源泉徴収税額	
372,199,002	26,867,404	平成10年分
352,661,532	25,279,740	11
1,224,948,433	120,990,847	12
1,284,725,652	134,749,817	13
442,519,776	41,016,960	14
300,780,412	25,693,903	15
74,166,969	192,482	公 債 社 債 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債投資信託の収益の分配 小 計 定期積金の給付補てん金等 匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益 割引債の償還差益 計
13,835,013	113,069	
179,980,104	22,247,168	
9,482,496	1,062,524	
17,273,695	1,175,244	
3,476,540	519,290	
609,095	71,807	
4,386	658	
298,828,298	25,382,242	
1,309,047	195,318	
643,067	116,343	
-	-	
300,780,412	25,693,903	

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	平成10年分
4,987	415,942	145,580	58,372,989	11,207,193	11
4,286	415,022	145,294	57,544,704	11,064,329	12
3,561	313,820	109,837	64,188,736	12,431,905	13
4,723	353,068	121,263	67,903,277	12,868,950	14
7,533	639,281	220,694	80,242,033	15,608,522	15
3,817	536,506	185,765	74,657,076	12,166,933	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
3,817	526,445	184,256	74,646,925	12,165,423	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
-	10,061	1,509	10,151	1,510	計
-	536,506	185,765	74,657,076	12,166,933	

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。